

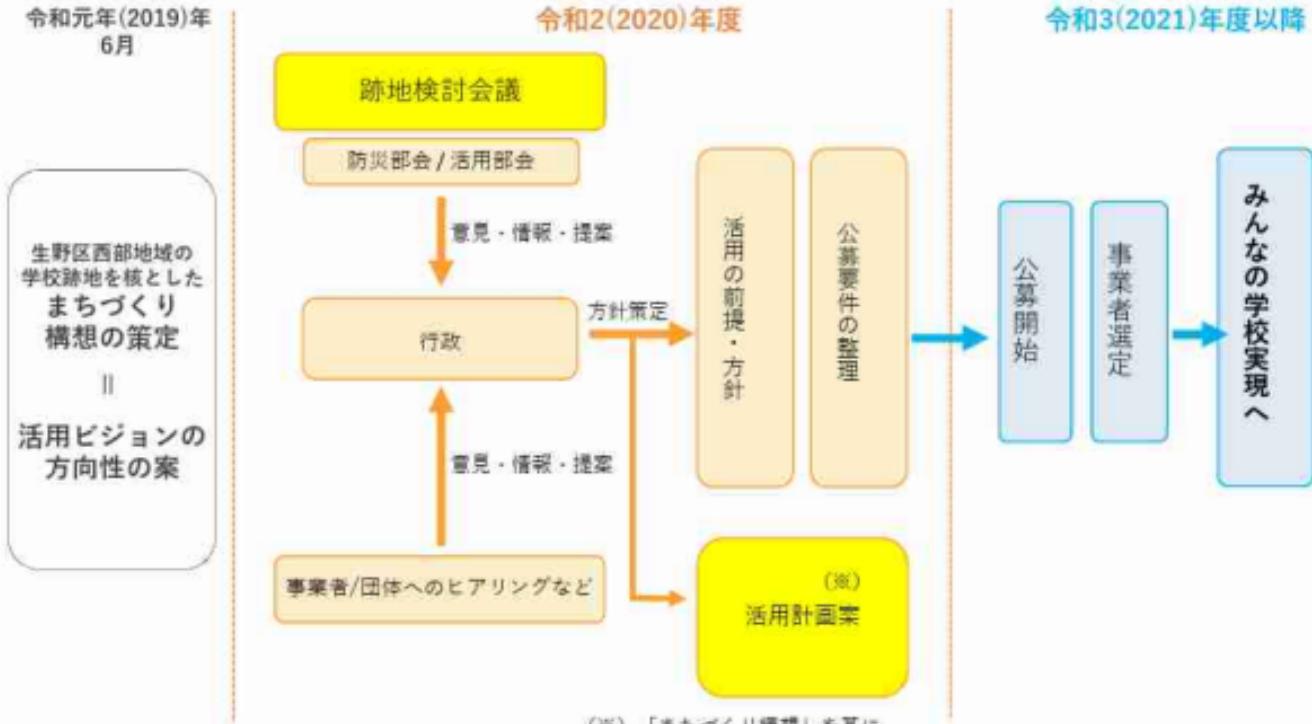
第1回
生野南小
跡地検討会議

議題

- ・「会議の位置づけ」と「活用の方向性」について 10-15分
- ・意見交換 70分
- ・次回について 5分

学校活用の方針（用途、運営者、要件等の考え方）を策定する上で、 委員との意見交換・情報交換・提案の場

令和元年(2019)年
6月



(※) 「まちづくり構想」を基に、
小学校ごとの活用方針、条件などを
取りまとめたもの

令和3(2021)年3月

生野南小 活用計画（素案）の作成

令和3(2021)年5月

マーケットサウンディング（市場調査）

校舎活用に関心をお持ちの事業者と生野区との、
活用条件のすり合わせなども含めた公募前の意見交換の機会

令和3(2021)年 11月頃

活用計画確定

公募要件の公表

令和4(2022)年4月以降

みんなの学校活用開始

生野区すべきこと

- ・今すでにある生野区の強みや魅力、資源や潜在力を活かし、子どもたちや子育て世代に魅力的な教育と居住の環境の創出
- ・新しいイメージの発信

学校再編をこれらの解決に
活かす機会と捉える！

生野区ならではの「新しい学びのかたち（環境）」
をつくることから、
生野区全体の再生を実現していく

人が集まる
知恵が集まる
学びたい気持ちが湧いてくる
誇りが生まれる

小学校という【学びの場】を活用した
まちの再生ビジョン

活用コンセプト



みんなの学校

みんなでつくる、
みんなで学ぶ、
このまちだけの、未来の学校

再生ビジョン

まちぐるみ教育

地域の多様な社会的資源に学ぶ



生野区の空間資源と潜在力を活かし・つなぎなおす
様々な“学び”に、生野区の人々が関わることで、
生野区全体が学びの場になる



生野区ならではの、暮らし・教育、仕事を育てることから、
生野区全体の再生を実現していく

生野南小校舎活用の活用計画のフレーム

活用計画は、以下枠組みについて検討を行い方針を策定していく。

〈検討項目〉	〈内容のイメージ〉
1. 校舎活用コンセプト	活用における前提要件や地域で特に望まれるテーマや要件
2. 対象区画	用途指定スペース・事業者活用可能スペースの設定
3. 用途内容	具体的な用途における制約
4. 事業運営スキーム	校舎活用における運営スキーム
5. 費用負担領域	施設の運営に伴う必要な費用負担
6. 防災・避難所機能	防災・避難所機能のあり方
7. 地域コミュニティ機能	地域コミュニティ・活動拠点としてのあり方
8. その他	その他の公募・契約・運営に関する取り決め等

活用コンセプトについて：基本的な考え方

校舎活用内容の検討にあたる前提条件となる。

・防災拠点としての機能を有することが大前提

生野区の西部地域は密集住宅市街地で防災上も危険なエリアであり、避難所確保の必要性から「小学校の跡地に関しては防災拠点として残す」方針であり、開校する小学校跡地は売却処分とせず、災害時の避難場所として残し、避難所の運営や避難生活時に必要な資機材の配備など、防災拠点機能を有することを前提に活用を行っていく。

・地域コミュニティ機能

地域コミュニティ機能を有するため、現在学校を活用して行われている地域活動については、できる限り活動団体のニーズを踏まえた対応をしていく。これから地域活動については、地域ニーズを踏まえながら事業者・地域と協議のうえ対応していく。

・パブリックマインドと地域連携・地域貢献

パブリックマインドを有した事業者により、地域住民と緊密に連携し、地域貢献に資するような活用をしていく。

・持続可能な跡地運営のスキームの導入

事業者と地域との連携・協働のもと、民間のノウハウを活用した自律的で持続可能な運営の仕組みを導入する。

・校舎活用の「エリアへの波及力」の視点

校舎活用は、校舎単体だけではなく、周辺エリアと繋がりを持つものという認識のもと、周辺エリアも含めたまちづくりの視点を持った活用をしていく。

※「エリアの波及」とは活用事業が中長期的に周辺エリアおよび生野区のまちの魅力・価値を高め、地域住民・区民の暮らしの豊かさ・持続性を高めることにつながっていくことと定義する



・学校跡地を核としたまちづくり構想の「学び」の視点

まちづくり構想では、子どもたちや子育て世代をはじめ、多世代にわたって魅力的な環境を創出していくために、学びの場はまち全体にあると捉え(まちぐるみ教育)、今までにある生野区の産業や人材、文化などの強みを活かしながら「新しい学びのかたち(みんなの学校)」をつくり、学校跡地を核として生野区のまち全体の再生につなげていく考え方・ビジョンが示されている。本構想を踏まえ、生野区の課題を解決し、まち全体の再生ビジョンを実現するために、新しい「学び」の視点を持った活用をしていく。

校舎活用コンセプトの要件

「基本的な考え方」を踏まえ、まちづくり構想の”みんなの学校/まちぐるみ教育”的考え方を実現していくために、次の「前提要件（各校共通）」、「望まれる要件（各校共通）」「生野南小学校で特に望まれる要件」の3つの枠を設定し、これからの方針に沿った活用を行っていく。

〈前提要件〉 各校共通 校舎活用において前提となる要件

- 災害時には避難所として開放するとともに、地域の防災拠点の機能を有するもの
- パブリックマインドを持った活用とし、地域と緊密に連携し、地域貢献に資する地域コミュニティ機能を有するもの
- 基本的に校舎施設全体を一括して運営しつつ、かつ持続可能な運営となるもの

〈望まれる要件〉 各校共通 校舎活用において望ましいとされる要件

- 人々に居場所と持ち場を提供できる地域包摂的視点を有するもの
- 周辺エリアの特徴・文化を活かした様々な学びの機会や雇用の場の創出へつなげ、生野区ならではの教育・仕事・暮らしをまち全体で育てていく拠点となるもの
- 周辺エリアとのつながり・波及と地域活性化が見込めるもの

〈生野南小学校の校舎活用で特に望まれる要件〉

以下のような生野南小学校区の特徴や地域ニーズに応えられる具体的な利活用を含んだ提案であることが望ましい。

⇒ 意見交換にて検討

対象区画と用途内容

活用スペース	活用にあたっての条件
校舎（屋上を含む。ただし、1階多目的室及び2階図書室は除く）	災害時には必要なスペースを避難所として提供
講堂	災害時に避難所として提供
運動場（遊具・体育倉庫等含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に一時避難場所として提供 ・災害時の緊急避難スペースのため増築等は不可
多目的室（校舎1階部分）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティースペースとして活用 ・災害時には避難所（本部）として提供
図書室（校舎2階部分）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のための図書スペースとして活用 <p>※新しい再編先の小学校における本市「児童いきいき放課後事業」からの児童生徒を保護者等が迎える場を兼ねた運営も想定</p>
備蓄倉庫（校舎北側） ⇒教材室（給食室棟2階）に移動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備蓄物資の保管等スペースとして活用 （水害等に対処するため、校舎2階に移動を検討）
その他の敷地（外構部分等）	—

用途内容（制約）

今回の「みんなの学校」は抽象的なテーマであるため、活用用途の組み立て方については提案者・事業者側に、自由度を与える方向で公募要件の検討を進めていく予定です。

- ・ **活用可能範囲**

校舎全体の提案を募ります

- ・ **活用用途等**

事業者へ一定の自由度を持たせます（用途指定スペースを除く）

- ・ **改修可能な範囲**

活用内容に応じた改修・改装等は可能です（運動場を除く）

※施設の構造に重大な影響を与えるものは不可。

※詳しくは本市を含む関係部署と要協議。

- ・ **存置物の取り扱い**

記念碑、樹木、遊具など

※ 地域・本市と協議のうえ取り扱う。

※ 遊具の運用責任は事業者とします。

- ・ **優先的に評価すべき用途の方向性**

公募要件で規定

基本的な運営スキーム

- ・区が運営事業者に委託料を支払い企画・運営を委託するのではなく、運営事業者が、区に賃料を支払い運営を行う形を想定
- ・原則として一つの事業者が区から校舎全体を借り上げて運営する契約形態を想定



・賃貸借期間

10年～15年を想定

※マーケット・サウンディングの結果も踏まえて決定

災害時に必要な校舎の避難スペース

区内で最も被害が大きいとされる上町断層地震発生による
校区内の地域住民の避難シミュレーション人数から必要スペースを試算

「講堂（1階部分全体）+必要スペース（別途試算）」と「運動場」を開放

- 避難所期間：最大3ヶ月 *以降は広域避難所に集約
- 期間中の家賃/維持管理費など：基本的に行政負担
- 期間以上となった場合の家賃/維持管理費など：行政負担（詳細は事業者と協議）
- 開け方や鍵の管理など：事業者との協議

※ 詳細は防災部会で説明し検討していきます

1. 避難所として活用するスペースは、災害時に即時開放できるように、平常時は可動式で収納可能な備品・物品のみ設置可能とする。
2. 校舎から開放する教室については、理科室等の特別教室ではなく、通常の広さの教室とする。
3. 災害の規模等で想定以上の避難者がある場合等の対応条件については、事業者と行政の協議の上決めていく。
4. 事業者は契約締結後、「事業者」「地域」「行政」で構成する運営協議体のメンバーとして災害時の対応についても検討を行う。

・現在行われている活動

現在行われている生涯学習ルーム事業・学校体育施設開放事業は、行政としての事業自体は新しい統合先の小学校に移行するものの、生野南小学校跡地においても、地域のニーズ・意向に応じて可能な限り新しい形で実施できるように調整していく。

また、地域イベントについても、地域のニーズ・意向を踏まえつつ、可能な限り生野南小学校跡地において継続して実施できるように調整していく。

・今後の新たな地域活動

地域（地域活動協議会や自治会、近隣商店街など）、事業者および本市から構成する協議体を設置し、定期的に情報交換・協議・検討していく。

例)

- ・運動場・講堂における地域活動のための定期的な利用機会の提供(団体利用)
- ・その他事業者の活用スペースにおける地域活動のための利用機会の提供(団体利用)
- ・上記スペースにおいて、団体利用だけでなく、個人利用としての利用機会の提供
- ・事業者/地域との合同イベントなど

生野南小 周辺地域の情報 東部市場前駅から徒歩10分程

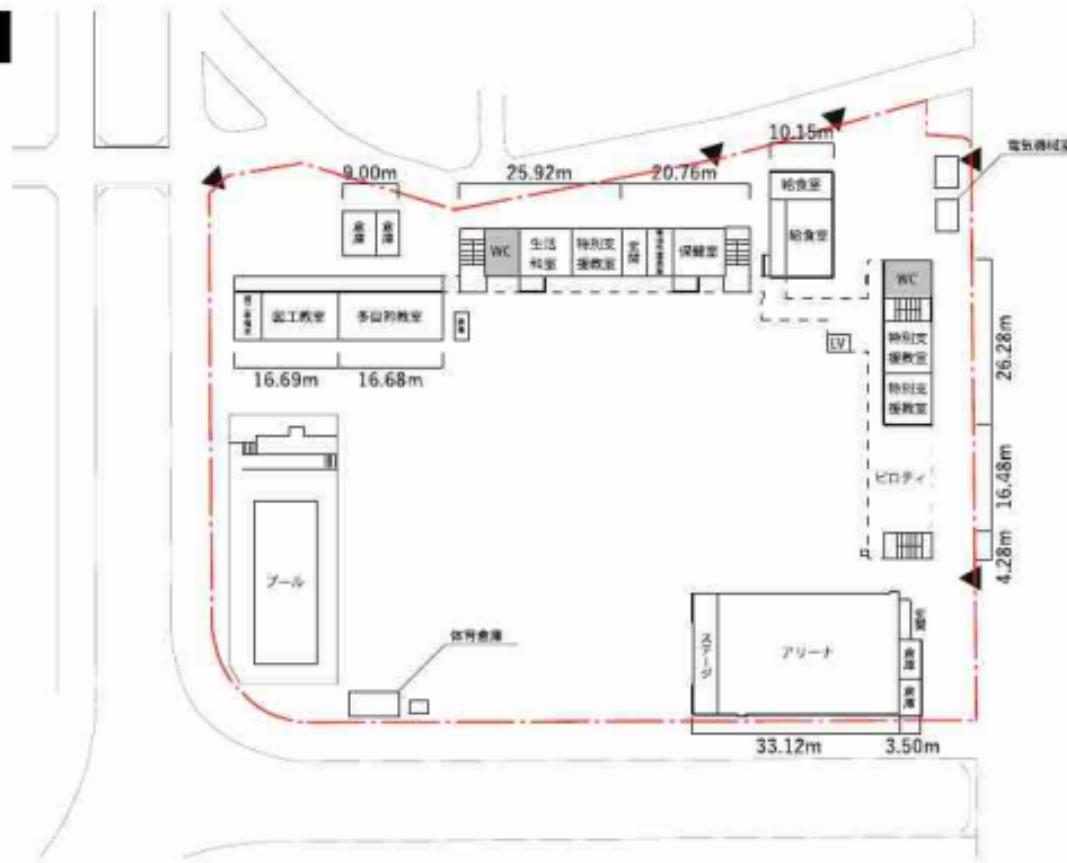


■ 駅 ■ 学校施設 ■ 公園 ■ 公共施設 ■ その他スポット — 商店街 — 住宅地区改良事業用地
○ ものづくり関連会社 ○ 福祉施設

生野南小学校_現況平面図

※平成30年度 公立学校施設等の統括表より作図

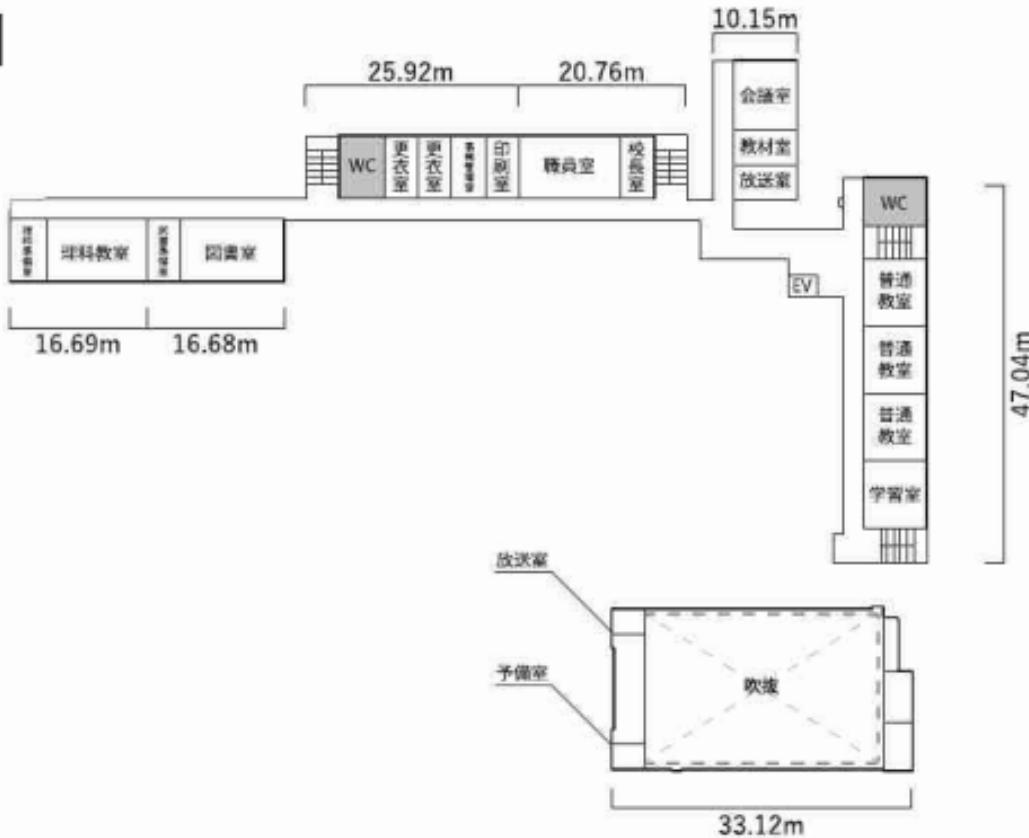
1階



生野南小学校_現況平面図

※平成30年度 公立学校施設等の統括表より作図

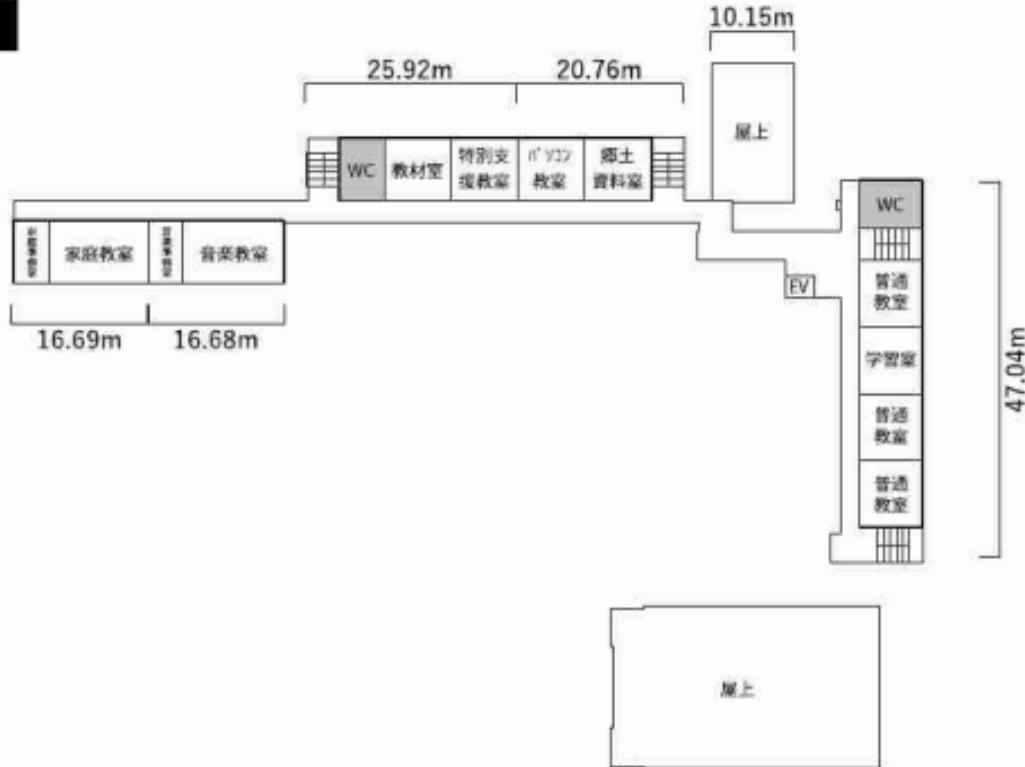
2階



生野南小学校_現況平面図

※ 平成30年度 公立学校施設等の統括表より作図

3階



生野南小学校_現況平面図

※平成30年度 公立学校施設等の統括表より作図

屋上階

